

【レイクハウスミュージックスクール入会規約】

第1条（目的）

この規約は、レイクハウスミュージックスクール（以下「スクール」という）が会員の皆さまに対してより良いサービスを提供し、レッスンを通して皆さまの心身の健全な成長を促すと共に会員相互のコミュニティづくりに寄与することを目的とします。

第2条（契約）

本規約内容をご確認の上で、所定の入会申込書(以下、入会申込書)に必要事項のご記入をいただき提出された時点で、お客様とレイクハウスの間でレッスン受講契約が成立するものとし、入会とさせていただきます。併せて所定の入会金および受講されるコースのレッスン料をお支払いいただきます。

第3条（契約期間）

受講契約期間は1ヶ月間とし、「前月の10日」までに、お客様またはレイクハウスからの申し出がない限り、1ヶ月間自動更新となります。入会手続き完了後の入会金とレッスン料はご返還できません。

第4条（レッスン料）

受講いただくコースごとにレッスン回数とレッスン料が決められております。レッスン料は受講を継続されている間は、原則としてレッスンの出欠にかかわらず毎月お支払いいただきます。

第5条（レッスン料の変更）

学年が上がることによりレッスン料の変更がある場合がございます。またコースの改訂等に伴い、レッスン期間の途中でレッスン料が変更になる場合がございます。変更の際には予め書面にて内容のご案内を差し上げます。

第6条（レッスン料以外の費用）

スクールでは月々のレッスン料の他にレッスンで使用するテキスト代や消耗品代をいただく場合がございます。

第7条（キャンセルと振替）

レッスン前日の午後7時以降のキャンセルは欠席扱いとなり、いかなる理由においても振替・返金は致しません。講師のやむを得ない理由でレッスンをキャンセルせざるをえない場合は、別の日にレッスンの振替、または代理講師がレッスンを行います。

第8条（クラス編成の変更）

クラスの状態、進度、人数等の事情により、より効果的なレッスンを行うため、レッスン期間の途中で他の曜日や時間帯への変更、講師の変更をお願いする場合がございます。

第9条（月謝）

会員は翌月の月謝については口座振替またはクレジットカードの自動課金によって支払うものとします。現金納付の場合は前月10日までにお支払いください。

第10条（お支払日）

ご登録口座からのお振替は毎月26日（休日に当たる場合は、翌営業日となります。）クレジットカードからお引落は毎月末日となります。

第11条（未納入）

金融機関での振替不能などによりレッスン料が未納の際、督促のご連絡を差し上げる場合がございます。レッスン料などのお支払いが2ヶ月以上滞った場合、会員資格の喪失または以後の受講をお断りすることがございます。

第12条（契約内容の変更）

レッスン期間中に、レッスン料の変更等申し入れをさせていただく場合がございます。変更をお願いする場合には、事前に書面にてご案内申し上げます。お客様が変更に合意された場合、所定の期日をもって、変更された内容で契約は更新されます。

第13条（変更事項の届出）

会員は氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど変更があった場合は速やかにスクールに届けなければなりません。

第14条（責任事項）

会員の所有物に対してスクール利用に際し生じた盗難や破損、更に受講中またはスクール内に滞在中に生じた損害・疾病・窃盗・事故に関して、スクールに明らかな過失がある場合を除き、損害賠償の責を負いません。

第15条（免責事項）

万一、レイクハウスがその責めに帰すべき事由に基づき損害賠償責任を負担する場合、その責任は1ヶ月分のレッスン料を上限とします。

第16条（紛失・忘れ物）

会員がスクールに滞在中に生じた紛失については損害賠償の責を負いません。また忘れ物につきましては原則3ヶ月間保管した後、処分いたします。

第17条（禁止事項）

スクールは会員の以下の行為を禁止します

1. 許可無く物品の売買や勧誘などの営業行為
2. 他人を誹謗中傷すること
3. 他人に暴力や威嚇行為をおこなうこと
4. 痴漢、覗き、露出など公序良俗に反する行為
5. 無断での写真撮影、録画、録音
6. 危険物の持込み
7. 喫煙、飲酒
8. 敷地内での署名運動、宗教や団体への勧誘行為
9. スクールが不相当と認める行為
10. その他、倫理、道徳に反する行為

第18条（レッスン日以外の行事）

会員の方にはレッスンの進度に応じて各種コンサート、ライブや発表会などにご参加いただいております。日程・費用等はその都度ご案内させていただきます。

第19条（休校日）

夏季休校、冬季休校、メンテナンス休校日等を設定させていただいております。

第20条（臨時休講）

災害や悪天候、その他の不測の事態が起きた際は臨時休講をさせていただくことがあります。臨時休講の際は振替日を設定いたします。その際、振替日が翌月以降になる場合があります。お客様のご都合で当日連絡で欠席された場合のレッスン振替はありません。

第21条（退会手続）

ご都合により退会される場合は、必ず所定の「退会届」にご記入の上、受付までご提出ください。退会届を10日までに提出いただいた場合、当月末にて退会となります。10日を過ぎて退会届をご提出いただいた場合、レッスン受講契約はご提出日の翌月末までとなり、翌月分のレッスン料をお納めいただくこととなります。なお口頭での受付は行っておりませんのでご注意ください。また、お客様との連絡が取れない場合は、受講契約の更新手続きを停止させて頂く場合があります。更に社会的モラルに反する行為が確認された場合その他レイクハウスが受講契約の継続を不相当と認めた場合、更新をお断りする又は退会措置をとらせていただく場合がございます。

第22条（会員資格の喪失）

お客様との連絡が2ヶ月以上取れない場合は、受講契約の更新手続きを停止させて頂く場合があります。更に第12条の禁止行為が確認された場合も更新をお断り又は退会措置をとらせていただく場合がございます。但し契約上の支払い義務を逃れるものではありません。

第23条（休校手続き）

ご都合により休校される場合は、必ず所定の「休校届」にご記入の上、受付までご提出ください。休校届を10日までに提出いただいた場合、翌日より休校となります。この日を過ぎて休校届をご提出いただいた場合、レッスン受講契約はご提出の翌月末まで有効となり、翌月分のレッスン料をお納めいただくこととなります。なお口頭での受付は行っておりませんのでご注意ください。休校期間は1回の申請につき最長3ヶ月間とし、その後延長などの書面のお手続きがない場合はお届け頂いた期間以降、復学扱いとなります。

第24条（返金について）

会員が納付した入会金、月謝などは原則返金いたしません。

第25条（スクールの移転と閉鎖）

当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他スクールの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。その場合、全ての会員は退会とします。退会に際して入会金の返還は行いません。また、受講料に未経過分がある場合には原則としてその未経過分の返還も行いません。さらに特別の補償も行わないこととします。

第26条（閉鎖時の会員資格）

スクール閉鎖の場合は全ての会員は退会とします。退会に際して入会金の返還は行いません。また、レッスンなどの未受講がある場合は原則としてレッスン料の返還も行いません。またその他の補償も行いません。

第27条（個人情報保護について）

スクールでは、お客様の個人情報に関し自主行動基準を設定し、法の遵守に努めています。お名前、ご住所などのお客様の情報は教室運営のために、また楽器や音楽関連商品、各種イベント、あるいはこれらに関する各種サービスについて、お客様にご案内する場合に限り使用させていただきます。情報の訂正、またはダイレクトメール等が不要な場合はご連絡ください。

第28条（会員の肖像権）

スクールは会員の活動風景や受講風景を写真または動画として掲載することがあります。その際はプライバシーと会員の肖像権に配慮いたします。

第29条（会則の改訂）

スクールは必要に応じ、本会則を改訂する場合があります。会則の改訂を実施する場合はホームページにて告知します。

第30条（規約の更新日）

平成28年8月19日